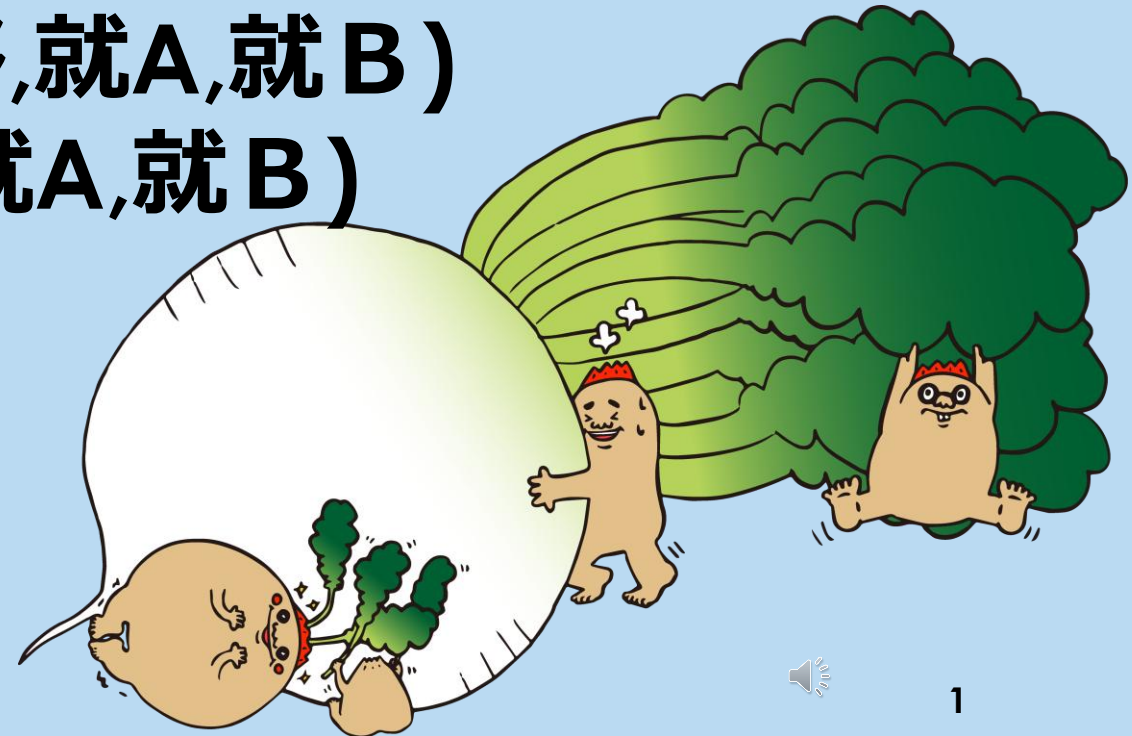
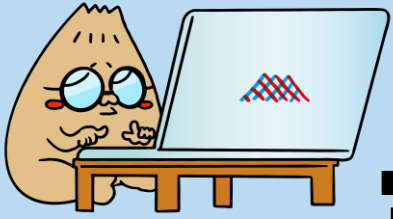


就労系サービス

- 1、生産活動シートについて(就A,就B)
- 2、生産活動の収支について(就移,就A,就B)
- 3、施設外就労について(就移,就A,就B)
- 4、在宅支援について(就移,就A,就B)

指導監査課





就労系サービス

1、生産活動シートについて

☆ 対象サービス ☆
就労継続支援 A 型
就労継続支援 B 型



1、生産活動シートについて

厚生労働省 通知

令和7年11月28日障障発 1128 第 1 号厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のための
ガイドラインについて」

(通知データ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001602338.pdf>



1、生産活動シートについて

通知をうけて

令和8年度以降の運営指導から、事前提出資料として

生産活動シート

の提出を求めることといたしました。

(市ホームページ)

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shidoukansa/kenko/fukushi/kansa/shougai_jizen.html



1、生産活動シートについて

生産活動シート作成の目的

生産活動シートは、就労継続支援事業所における生産活動の
主要な会計状況等を把握できるようにすることを目的としております。



1、生産活動シートについて

生産活動シート一部抜粋

5. 生産活動等の支出内訳

項 目	金 額	備 考
生産活動に要した経費	0 円	* 自動計算（入力不要）
（経費の主な内訳）		
材料費（原材料費）	0 円	生産活動に関する当該会計年度の材料の受入高
消耗品費（資材費）	0 円	生産活動に直接必要な消耗品で、固定資産の購入に該当しないものの消費額
燃料費	0 円	生産活動に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費
通信運搬費	0 円	生産活動に係る商品の運搬費用、販売店舗の電話代・携帯代、販売先への文書通信費等
水道光熱費	0 円	生産活動に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料
賃貸料	0 円	生産活動に直接必要な機械器具等の賃料
減価償却費（地家賃リース料等）	0 円	商品・製品保管専用の倉庫に係る減価償却等、専ら生産活動に要する費用
上記以外の経費	0 円	* 利用者に支払った賃金はここに含めないこと
生産活動収入から経費を除いた額（生産活動収支）	0	* 自動計算（入力不要）
利用者に支払った賃金総額（雇用型利用者の賃金）	0 円	* 体制届で報告した金額を記入 * 体制届に金額記載がない場合、その他根拠書類から転記
利用者に支払った工賃総額（非雇用型利用者の工賃）	0 円	
余剰金：生産活動収入 - （経費 + 賃金総額）	0	* 自動計算（入力不要）
a. 工賃変動積立金 積み増し金額	0 円	* 余剰金がある場合、a,bに内訳を記入する
b. 設備等整備積立金 積み増し金額	0 円	



1、生産活動シートについて

生産活動の適切性

事業所は、生産活動その他の活動の機会を提供する必要があるが、生産活動と称して、eスポーツや、植物の水やりを1日数回行うだけの活動、卓球教室や麻雀教室での手伝いに相当するような活動、所定の場所に居ればよいというような活動等、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動を行わせている不適切な事例が散見されているため、適切な生産活動の機会の提供になっているか確認が必要である。

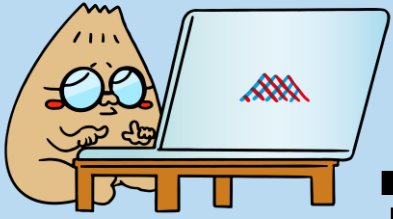


1、生産活動シートについて

チェックポイント

- ☐ 具体的な生産活動の場面があるか
- ☐ 当該生産活動により一般就労に必要な能力向上が見込まれるか
- ☐ それにより安定した生産活動収入を得ることができるか
- ☐ 地域の中に当該生産活動により習得した能力が活かされる労働市場や求人があるか
- ☐ 生産活動の収益が適当か（収入が支出と合っているか）
- ☐ 業務委託費が妥当か（取引価格や単価が過大又は過小に設定されていないか）





就労系サービス

2、生産活動の収支について

☆ 対象サービス ☆

就労移行支援

就労継続支援 A 型

就労継続支援 B 型



2、生産活動の収支について

チェックポイント

○就労継続支援 A 型

生産活動に係る事業の収入から
生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、
利用者に支払う賃金の総額以上となっているか。

※余剰金が発生した場合、所定の手続きに則り、適切に工賃変動積立金や
設備等整備積立金を積み立てているか。



(※就労支援事業会計の運用ガイドライン 31ページ参照)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001004096.pdf>

2、生産活動の収支について

チェックポイント

○就労継続支援B型

生産活動に係る事業の収入から
生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を
工賃として支払っているか。

※余剰金が発生した場合、所定の手続きに則り、適切に工賃変動積立金や
設備等整備積立金を積み立てているか。



(※就労支援事業会計の運用ガイドライン 31ページ参照)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001004096.pdf>



2、生産活動の収支について

(例) ある就労継続支援 B 型事業所

パンの製造原価（製造にかかる費用）	： 80円/個
販管費（販売にかかる費用）	： 100,000円/月
パンの販売価格	： 200円/個
売り上げ個数	： 5,000個/月（期首と期末の在庫なしと仮定）



2、生産活動の収支について

生産活動にかかる収入

$$200\text{円} \times 5,000\text{個} \\ = 1,000,000\text{円}$$

－

生産活動にかかる費用

$$80\text{円} \times 5,000\text{個} \\ + 100,000\text{円} \\ = 500,000\text{円}$$

=

利用者に支払う
工賃の総額

500,000円



2、生産活動の収支について

市条例 第188条（工賃の支払い等）第1項 ※基準省令第201条に相当

指定就労継続支援B型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

生産活動にかかる収入 － 生産活動にかかる費用 ＝ 利用者に支払う工賃の総額



2、生産活動の収支について

生産活動にかかる収入

$$200\text{円} \times 5,000\text{個} \\ = 1,000,000\text{円}$$

－

生産活動にかかる費用

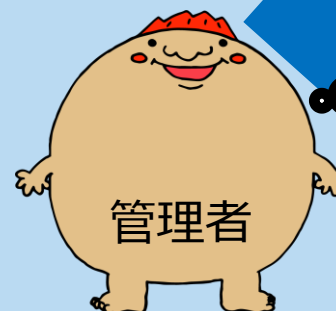
$$80\text{円} \times 5,000\text{個} \\ + 100,000\text{円} \\ = 500,000\text{円}$$

<

利用者に支払う
工賃の総額

1,000,000円

自立支援給付を
50万充てちゃった



2、生産活動の収支について

生産活動にかかる収入

$$200\text{円} \times 5,000\text{個} \\ = 1,000,000\text{円}$$

－

生産活動にかかる費用

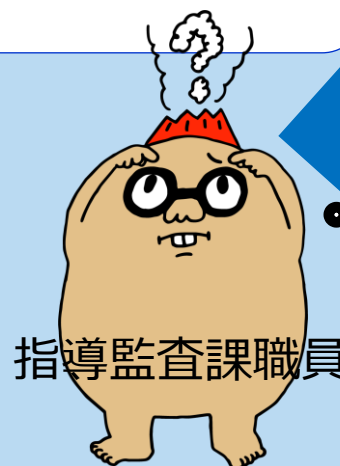
$$80\text{円} \times 5,000\text{個} \\ + 100,000\text{円} \\ = 500,000\text{円}$$

>

利用者に支払う
工賃の総額

200,000円

残りの30万円は…？



指導監査課職員



2、生産活動の収支について

◎ 積立金について

就労支援事業においては、原則として剰余金は発生せず、就労支援事業別事業活動明細書における就労支援事業活動増減差額は生じないこととなりますが、将来にわたって安定的に賃金・工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、下記の留意事項に記載した条件を満たす場合は、就労支援事業活動増減差額から一定の金額を次の2種類の積立金として計上することができます。なお、積立金を積み立てるには理事会等の議決が必要であり、これを取り崩す場合にも同様の手続きが必要です。

種類	説明	各年度における積立額の限度	積立上限額
工賃変動積立金	将来の一定の賃金・工賃水準を下回った場合に、賃金・工賃を補填することに備える目的で計上する積立金	過去3年間の平均賃金・工賃の10%以内	過去3年間の平均賃金・工賃の50%以内
設備等整備積立金	生産活動に要する設備等の更新又は新たな業種への展開を行うための、設備等の導入に備える目的で計上する積立金	就労支援事業収入の10%以内	就労支援事業資産の取得価額の75%以内



2、生産活動の収支について

市条例 第188条（工賃の支払い等）第2項 ※基準省令第201条に相当

前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は3000円を下回ってはならない。

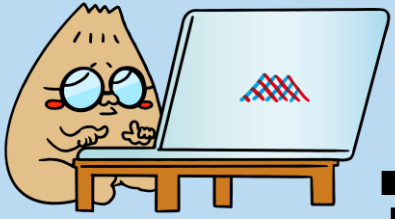


2、生産活動の収支について

不適切事例

- ・ 生産活動収入以外の自立支援給付費や他事業から得た収入等から資金補填をして賃金・工賃の支払いに充てている。
- ・ 業務委託費が生産活動会計の収入として計上されており、納品書等の書類上では受発注等が行われているように見えるものの、発注元が運営法人等であり、自立支援給付費等を業務委託費の原資としているため、実質的に自立支援給付費から賃金・工賃を支払っている。
- ・ 委託内容に比して業務委託費が過大である。 など





就労系サービス

3、施設外就労について

☆ 対象サービス ☆

就労移行支援

就労継続支援 A 型

就労継続支援 B 型



3、施設外就労について

サービス提供は、基本的に

平面図等を提出し、事業所指定を受けたサービス提供場所

で行われるもので、

それ以外の場所で、利用者を支援できるものは、

この後に説明する 3 パターンしかありません

※各要件を満たして 3 パターンのいずれかに該当しない場合は、
基本報酬の請求ができません



3、施設外就労について

留意事項通知（平成18年10月31日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において

指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援（企業内等で常時又は一定期間に亘って指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所を中心に行われる支援）については、次のスライドのとおり示されております。



3、施設外就労について

(一) 企業内等で行われる企業実習等への支援 (施設外支援)

(二) 企業等から請け負った作業を当該企業等で行う支援 (施設外就労)

(三) 在宅において利用する場合の支援 (在宅支援)



3、施設外就労について

障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援の例外

屋外等通常の支援の延長として
指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援
を行うことは認められています。

(例)

事業所内で弁当製造 → 事業所外でお昼時に弁当販売



3、施設外就労について

施設外就労とは

簡単にいうと

別法人との請負契約を締結し、

本来のサービス提供場所以外で行っている請負作業

はすべて施設外就労です。 ※他にも要件多数あり

(例)

- ・市から請け負った公園清掃
- ・別法人から請け負ったマンション清掃など



3、施設外就労について

実際のケース

I 同一法人である病院内の
清掃や院内売店のレジ業務を請け負う
(就労継続支援事業所は別の場所に有)

II 同一法人が営む他の事業所や店舗が入る同一建物内で、
当事業所とは別フロアの場所で
建物全体の維持管理を行う

など



3、施設外就労について

実際のケース

I 同一法人である病院内の
清掃や院内売店のレジ業務を請け負う
(就労継続支援事業所は別の場所に有)

報酬算定の対象外 (厚労省へ確認済)

II 同一法人が営む他の事業所や店舗が入る同一建物内で、
当事業所とは別フロアの場所で
建物全体の維持管理を行う

など



3、施設外就労について

報酬算定の対象外となった理由

先ほどのケースは、いずれも、

同一法人内では請負契約ができないため

施設外就労に該当しないことから、報酬算定できません。



3、施設外就労について

平成19年4月2日障障発第0402001号厚労省社会援護局障害保健福祉部
障害福祉課長通知
「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項
について」

青本（2024年度版）P804～805

（通知データ）

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/kenko/fukushi/shogai/jigyosha/documents/kaiseigozenbun.pdf>



3、施設外就労について

- ① 次のアからオまでの要件を**いずれも**満たす場合にのみ算定する

3、施設外就労について

□ア 施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと



3、施設外就労について

- イ 施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること

※事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること

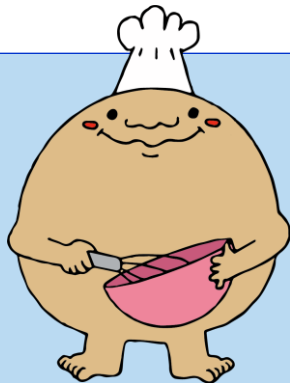


3、施設外就労について

(例) ある日の利用者の状況
※報酬算定上必要とされる割合 6 : 1

①就労継続支援 B 型事業所

利用者：10人



②施設外就労先

利用者：7人



★必要な従業員数★

①、②
それぞれ
2人



3、施設外就労について

□ウ 施設外就労の提供が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置づけられていること



3、施設外就労について

- 工 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること



3、施設外就労について

☐才 緊急時の対応ができること



3、施設外就労について

- ② 施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新たに受入れることが可能であること



3、施設外就労について

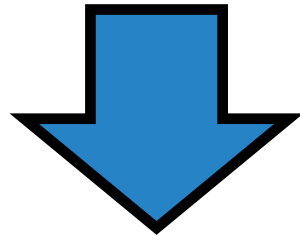
- ③ 報酬の適用単価については、主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用すること



3、施設外就労について

④ その他

- ア 施設外就労の企業とは、**請負作業に関する契約**を締結すること



最初にふれた実際のケースでは、
この規定を満たさなかったため、
施設外就労に該当しなかったこととなります

3、施設外就労について

④ その他

- ☐ イ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと

3、施設外就労について

④ その他

- ☐ウ 利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様であること



3、施設外就労について

④ その他

- 工 施設の運営規程に施設外就労について明記し、当該就労について規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定すること

また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと

3、施設外就労について

④ その他

- オ 実績の報告については、報酬請求に当たり、事業所からの毎月の報告を不要とするが、事業所には施設外就労の実績記録書類を作成・保存し、地方公共団体の判断で利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には、事業所に確認すること

3、施設外就労について

④ その他

□力 施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行う

- (ア) 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
- (イ) 施設外就労の企業における作業の実施に向けての調整
- (ウ) 作業指導等、対象者が施設外就労を行うために必要な支援
- (エ) 施設外就労についてのノウハウの蓄積及び提供
- (オ) 施設外就労先の企業や対象者の家族との連携
- (カ) その他上記以外に必要な業務



3、施設外就労について

④ その他

- キ 都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努めるものとする

3、施設外就労について

事業所・法人のみなさまにおかれましては

要件を再度熟読し

現時点で実施している施設外就労が
本当に報酬算定が可能であるのかどうかの

確認をお願いします



3、施設外就労について

確認の結果、
報酬算定の対象外であることが明らかになった場合には

早急な事業の見直しをお願いします



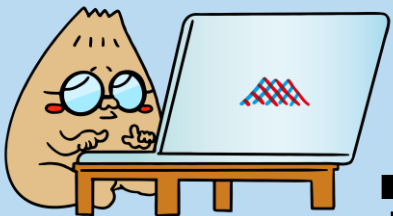
3、施設外就労について

現時点で実施している施設外就労について、
報酬算定が可能であるかどうかの
判断に迷う場合には

法人内・事業所内での判断とせず、

障害福祉課 障害施設係に
個別にご相談くださいますよう
お願いいたします





就労系サービス

4、在宅支援について

☆ 対象サービス ☆

就労移行支援

就労継続支援 A 型

就労継続支援 B 型



4、在宅支援について

次のアからキまでの要件をいずれも満たす場合にのみ算定する



4、在宅支援について

- ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること



4、在宅支援について

- イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと



4、在宅支援について

□ウ 緊急時の対応ができること



4、在宅支援について

- エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること



4、在宅支援について

- 才 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のI C T機器の活用により、
評価等を1 週間に付き1 回は行うこと



4、在宅支援について

- 力 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。



4、在宅支援について

□キ 才が通所により行われ、あわせて力の評価等も行われた場合、力による通所に置き換えて差し支えない。



4、在宅支援について

他チェックポイント①

- 在宅でのサービス利用による支援効果が認められると
市町村が判断した利用者か
(受給者証の特記事項欄に『在宅利用者』の記載があるか)

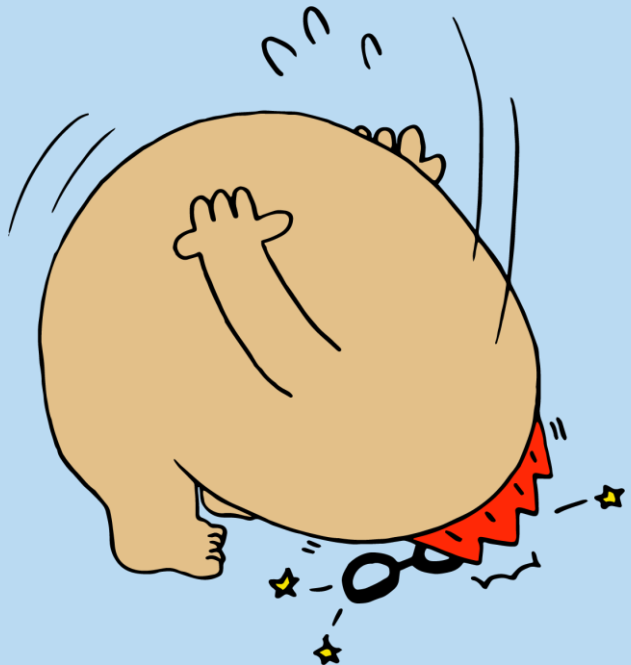


4、在宅支援について

他チェックポイント②

- 運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しているか
- 在宅で実施した訓練内容（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援内容（在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）を記録に残しているか





ご清聴ありがとうございました。

